

生活保護法

指定介護機関のしおり

山口県健康福祉部厚政課

指定介護機関の皆様へ

本県の生活保護においては、平成9年以降、雇用、経済情勢の悪化に伴い生活保護受給者数が増加し続けておりましたが、平成17年頃より横ばい状態となり、平成21年頃より再び増加に転じました。その後、平成23年頃からは伸びが鈍化し、平成24年末以降減少傾向にあります。平成29年3月現在の生活保護受給者数は約16,000人、保護率1.13%となっています。

このような状況の中、生活保護受給世帯の約50%は高齢者世帯であり、高齢化の進行とともに生活保護制度の中に占める介護扶助のウェイトは年々大きくなるものと考えられます。生活保護受給者の処遇充実、自立更生を図るためには、直接介護に携わられている指定介護機関と、保護を実施する福祉事務所がより一層緊密に協力連携することが必要不可欠な状況です。

この「しおり」は、生活保護法による指定介護機関として、平素から生活保護受給者に対する介護扶助にご協力をいただいている皆様に、介護扶助のしくみや特殊性等をご理解いただき、今後の参考にしていただくために作成いたしました。

皆様には生活保護制度の趣旨を十分ご理解いただき、介護扶助が適正かつ円滑に運営されるよう格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年7月

山口県健康福祉部厚政課長

第1 生活保護法による介護扶助の概要

(1) 生活保護法の目的

憲法第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されています。

生活保護法は、この憲法第25条の理念に基づいて国が生活に困窮するすべての国民に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

(2) 介護扶助の概要

介護扶助は、生活保護法における8つの扶助（生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助）のうちの1つで、介護又は支援が必要な被保護者（現に生活保護を受けている方）に対して、原則として介護保険の給付対象となる介護サービスと同等のものを、介護サービスや用具の貸与など直接の行為や物により提供するものです。

(3) 介護扶助の対象者

介護扶助の対象者は、次の者です。

① 65歳以上の介護保険の被保険者（1号被保険者）で要介護又は要支援の状態にある者

② 40歳以上65歳未満の医療保険加入者（2号被保険者）であって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にある者

③ 医療保険未加入のため介護保険の2号被保険者になれない40歳以上65歳未満の者であって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にある者

※①②…1割給付 ③…10割給付

(4) 介護扶助の範囲（生活保護法第15条の2）

- 1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る）
なお、居宅介護には、次のサービスも含まれます。
 - ・居宅介護支援計画の作成費用
 - 「被保険者」の場合・・・介護保険で全額支給
 - 「被保険者以外」の場合・・・介護扶助（生活保護）から全額支給
- 2 福祉用具
- 3 住宅改修
- 4 施設介護
- 5 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る）
- 6 介護予防福祉用具
- 7 介護予防住宅改修
- 8 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
- 9 移送〔介護保険制度にはない生活保護制度独自のもの〕

※1～4・・・要介護者を対象 5～8・・・要支援者を対象

(5) 介護扶助の方法

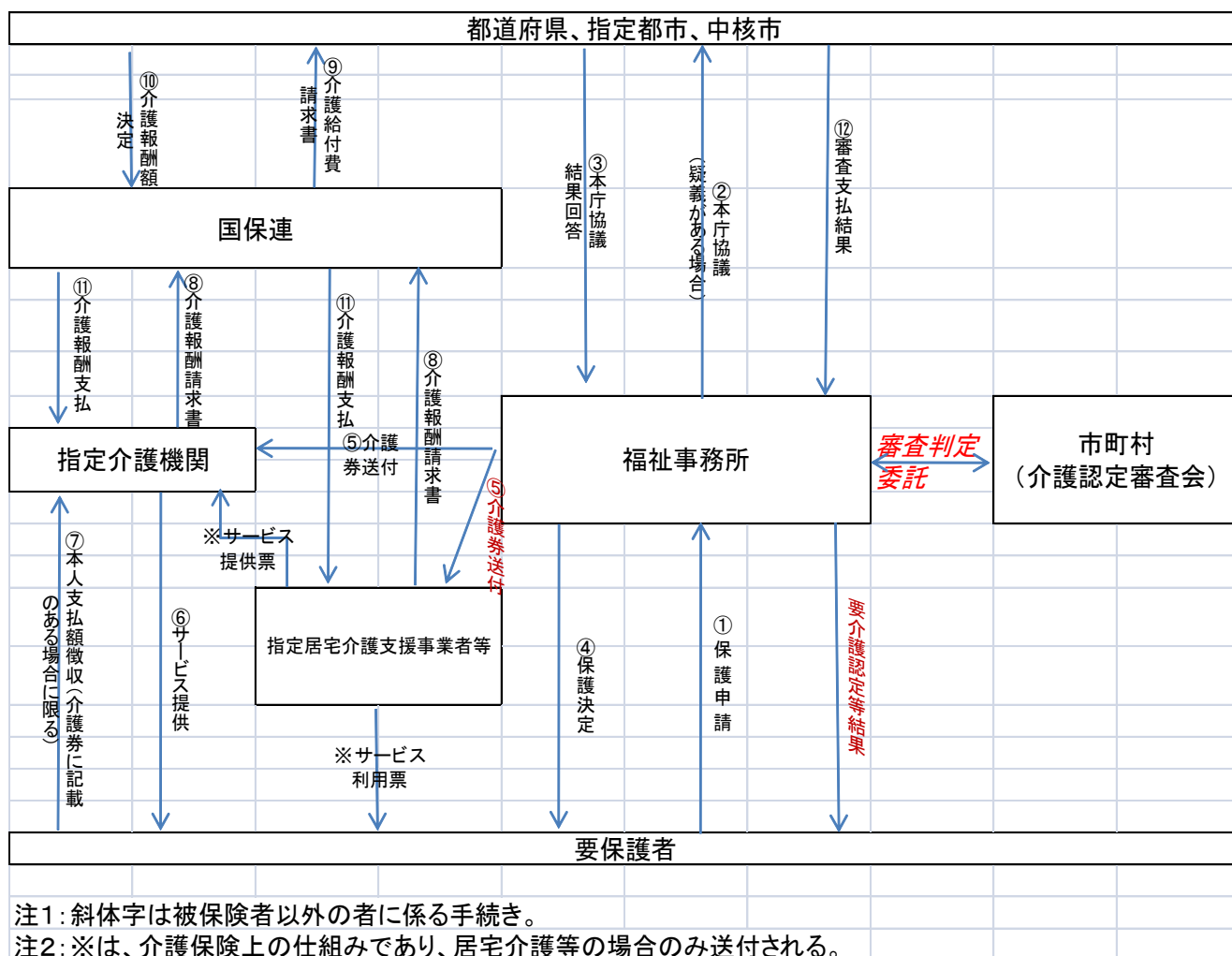
介護扶助の方法は、介護サービスの性質上、サービスそのものを保障することが重要ですので現物給付の方法により行うこととしています。ただし、住宅改修、福祉用具購入等は原則として金銭給付となります。

(6) 介護扶助の内容

介護扶助の内容は、基本的に介護保険の保険給付の対象となるサービスと同内容です。なお、介護保険の保険料及び介護保険施設入所者日常生活費については、生活扶助により対応することとなります。

介護扶助による介護の給付は、生活保護法の指定を受けた事業者等に委託して行うこととされています。

第2 介護扶助の決定手続き



(1) 介護扶助の申請

介護扶助を受けようとする被保護者は、福祉事務所長に対して保護の申請をする必要があります。

ア 介護保険の被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）

保護申請書（保護変更申請書）に、介護保険の被保険証、居宅介護支援計画（介護予防支援計画）の写しを添付し、福祉事務所長へ提出します。

イ 介護保険の被保険者以外

保護申請書（保護変更申請書）を福祉事務所長に提出します。福祉事務所長は市町の介護認定審査会に要介護認定の申請を行い、審査判定結果に基づき、福祉事務所において要介護認定等を行います。被保険者以外の方は、この結果により指定居宅介護支援事業所等で居宅介護支援計画等を作成することとなります。

(2) 介護扶助の現物給付

介護扶助費は、山口県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じて、福祉事務所が指定介護機関に支払います。介護保険の被保険者である被保護者については、一般被保険者の場合における1割の利用者負担部分について、また、介護保険の被保険者以外の被保護者については、介護報酬相当の全額を福祉事務所等が「国保連」を通じて支払います。したがって、被保護者である個々の要介護者や要支援者は、サービスの提供を受けるだけで、介護費用の自己負担はありません（本人支払額がある場合を除く）。

被保険者の場合は、特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）が保険給付されることから、施設入所に伴う食費及び居住費については、負担限度額が介護扶助として給付されます。短期入所に伴う食費及び滞在費についても特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）が保険給付されますが、食費及び滞在費の負担限度額は被保護者の自己負担となります。

被保険者以外の被保護者の場合は、施設入所に伴う食費及び居住費は、基準費用額の範囲内で利用者が実際に契約した額を介護扶助で給付します。

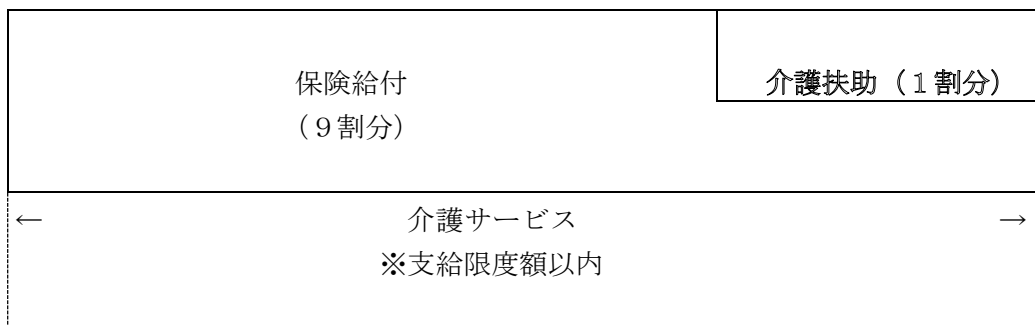
短期入所の食費は負担限度額相当が被保護者の自己負担ですので、食費は基準費用額の範囲内で利用者が実際に契約した額から負担限度額相当を減じた額が、滞在費は基準費用額の範囲内で利用者が実際に契約した額から負担限度額相当を減じた額が、介護扶助として給付されます。

通所サービスの食費は、介護保険給付の対象ではないので、被保護者も全額自己負担となります。

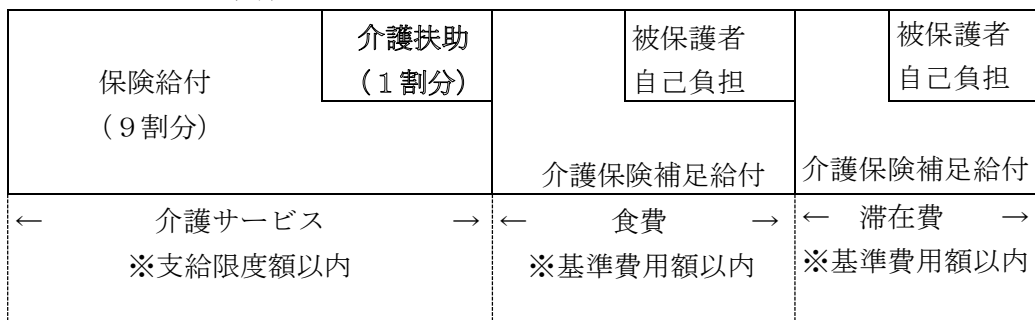
～介護扶助の支給範囲～

○被保険者の場合

①居宅サービスの場合



②ショートステイの場合



③施設サービスの場合

保険給付 (9割分)	介護扶助 (1割分)		介護扶助		介護扶助 (☆)
	介護保険補足給付		介護保険補足給付		
← 介護サービス ※支給限度額以内 →		← 食費 ※基準費用額以内 →		← 滞在費 ※基準費用額以内 →	

○被保険者以外の被保護者

※障害者自立支援法に基づく介護給付費等、他に活用可能な他法他施策がある場合には、その他法他施策を優先して活用し不足分について介護扶助を適用します。

①居宅サービスの場合

介護扶助 (10割分)	
← 介護サービス ※支給限度額以内 →	

②ショートステイの場合

介護扶助 (10割分)	被保護者 自己負担	被保護者 自己負担
	介護扶助(介護保険補足給付相当分・福祉事務所払)	介護扶助(介護保険補足給付相当分・福祉事務所払)
← 介護サービス ※支給限度額以内 →	← 食費 ※基準費用額以内 →	← 滞在費 ※基準費用額以内 →

③施設サービスの場合

介護扶助 (10割分)	介護扶助	介護扶助 (☆)
← 介護サービス ※支給限度額以内 →	← 食費 ※基準費用額以内 →	← 滞在費 ※基準費用額以内 →

☆生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用については、限定されています。

(3) 介護券と本人支払額

介護扶助を決定した場合は、「介護券」を指定介護機関へ送付します。

介護券は暦月を単位としており、公費負担番号、被保護者の氏名、本人支払額の有無などが記載されていますので、内容を確認いただき、不明な点があれば発行した福祉事務所へお問い合わせください。

介護券の中に「本人支払額」欄がありますが、この欄に金額の記載がある場合は、その金額を利用者から徴収してください。

(4) 本人支払額の上限額

(ア) 介護保険の被保険者である場合

本人支払額は一人あたり15,000円（高額介護サービス費）が上限額となります。（介護保険施設入所者の場合は、これに介護扶助の対象になる食費の利用者負担額が加わります。）

(イ) 介護保険の被保険者以外の者である場合

介護費の全額が上限額となります。

(5) 介護の方針及び介護の報酬

指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の例によることとされていますが、この原則によることができないか、これによることを適当としないときの介護の方針及び介護の報酬は「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬（平成12年4月19日厚生省告示第214号）」により定められています。

(参考)

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成12年4月19日 厚労省告示第214号
改正 平成24年 厚生労働省告示第181号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

第3 指定介護機関の指定等

介護扶助は、介護保険の給付対象となる介護サービスと同範囲のものを生活保護法により指定された指定介護機関から給付するので、サービスを給付する介護機関は生活保護法での指定が必要です。指定を受けようとする介護機関は、事業所所在地を所管する福祉事務所へ指定申請書を提出してください。指定申請書は福祉事務所に備え付けていますので、ご不明な点は福祉事務所へお問い合わせ願います。

介護機関が生活保護法の指定を受けた時は、申請書に指定した旨の指令書を交付するとともに、その旨を県報に登載します。

生活保護法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定又は開設許可を受けた場合には、法第54条の2第2項の規定により、指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

（別段の申出をしたときを除く。※下記の「（2）ア」を参照）

（1）指定介護機関の指定要件及び指定取消要件

ア 指定の要件

法第54条の2第4項で読み替えて準用する法第49条の2第2項の第1号を除く各号（欠格事由）のいずれかに該当するときは、指定を受けられません。

また、同条第3項各号（指定除外要件）のいずれかに該当するときは、指定をしないことがあります。

（欠格事由の例）

- ・申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知があつた日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

（指定除外要件の例）

- ・被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

イ 指定の取消要件

指定介護機関が、法第54条の2第4項で読み替えて準用する法第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

(取消要件の例)

- ・指定介護機関の申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・指定介護機関の介護報酬の請求に関し不正があったとき。
- ・指定介護機関が、不正の手段により指定介護機関の指定を受けたとき。

(2) 介護保険法の指定又は開設許可があったときの指定介護機関のみなし指定

ア 介護機関について、法別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があったときは、その介護機関は、法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされます。

(ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りでない。法第54条の2第2項関係。)

※指定介護機関としての指定が不要な場合には、法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、次頁の「申出書」に必要事項を記載のうえ、山口県健康福祉部厚政課に提出してください。

(生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分ご注意ください。)

イ 法第54条の2第2項の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされた指定介護機関が、法別表第2の下欄に掲げる場合(介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定の取消しがあったとき、又は指定の効力が失われたとき)は、その効力を失います。(法第54条の2第3項関係)

(3) 不適切な事案等への対応

ア 過去の不正事案への対応

必要と認める事項の報告若しくはサービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、実地に検査等させることがあります。(法第54条の2第4項で読み替えて準用する法第54条関係)

イ 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により介護の給付に要する費用の支弁を受けた指定介護機関があるときは、当該介護機関から、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができます。(法第78条第2項関係)

(様式)

申 出 書

生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、生活保護法第54条の2第2項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・ 開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏名 _____

住所 _____

・ 管理者の氏名及び住所

氏名 _____

住所 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 _____

平成 年 月 日

山 口 県 知 事 様

住所

申出者（開設者）

氏名

印

第4 指定介護機関の届け出事項

指定介護機関は、次のような事項が生じたときは、所在地を管轄する福祉事務所への申請・届出が必要です。

申請又は届出を要する場合	指定申請	廃止届	変更届
・設置者が変更になった場合 (介護保険事業所番号が変更になる場合)	○	○	—
・指定介護機関の名称、所在地を変更した場合 (介護保険事業所番号が変更にならない場合)	—	—	○
・指定介護機関が当該介護機関の業務を廃止した場合	—	○	—

第5 指定介護機関に対する指導

生活保護法介護扶助運営要領により、指定介護機関に対する指導が定められています。

(目的)

指定介護機関に対する指導は、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とします。

(対象)

すべての生活保護法指定介護機関

(内容及び方法)

指導形態は、一般指導と個別指導の2種類です。

(1)一般指導

一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、公報、文書等の方法により実施します。

(2)個別指導

個別指導は、被保護者に対する援助が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行います。

実施方法は、原則として実地にて行います。指導の実施に際しては、極力、指定介護機関の業務に支障がない日時を選び、実施の日時等を対象の指定介護機関に文書で通知しますのでご協力をお願いします。

福 祉 事 務 所 一 覧

介護扶助についてご不明な点等は、遠慮なく最寄りの福祉事務所等へお問い合わせください。

(平成29年4月1日現在)

福祉事務所名	住 所	電話番号 (生活保護担当)	管轄地域
(市部)			
下関市福祉事務所	〒750-8521 下関市南部町1-1	083-231-1172	下関市
宇部市福祉事務所	〒755-8601 宇部市常盤町1-7-1	0836-34-8312	宇部市
山口市福祉事務所	〒753-8650 山口市龜山町2-1	083-934-2791	山口市
萩市福祉事務所	〒758-8555 萩市江向510	0838-25-3236	萩市 阿武郡阿武町
防府市福祉事務所	〒747-8501 防府市寿町7-1	0835-25-2289	防府市
下松市福祉事務所	〒744-8585 下松市大手町3-3-3	0833-45-1834	下松市
岩国市福祉事務所	〒740-8585 岩国市今津町1-14-51	0827-29-5071	岩国市
光市社会福祉事務所	〒743-0011 光市光井2-2-1	0833-74-3004	光市
長門市福祉事務所	〒759-4101 長門市東深川1339-2	0837-23-1155	長門市
柳井市社会福祉事務所	〒742-8714 柳井市南町1-10-2	0820-22-2111(代)	柳井市
美祢市福祉事務所	〒759-2292 美祢市大嶺町東分326-1	0837-52-5227	美祢市
周南市福祉事務所	〒745-0032 周南市銀座2-13 仮庁舎(旧近鉄松下百貨店)	0834-22-8453	周南市
山陽小野田市福祉事務所	〒756-8601 山陽小野田市日の出1-1-1	0836-82-1176	山陽小野田市
(郡部)			
周防大島町福祉事務所	〒742-2806 周防大島町大字西安下庄3920-21	0820-77-5505	大島郡周防大島町
東部社会福祉事務所	〒742-0032 柳井市古開作中東条658-1	0820-22-3777	玖珂郡和木町 熊毛郡(上関町・田布施町・平生町)
山口県健康福祉部厚政課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2727	

指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日厚生省告示第191号)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

（指定介護機関の義務）

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な理由がなく拒んではならない。

（介護券）

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

（通知）

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法（抄）

昭和25年5月4日
法律第144号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

第2章 保護の原則

（申請保護の原則）

第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

（基準及び程度の原則）

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(必要即応の原則)

第9条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(世帯単位の原則)

第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第3章 保護の種類及び範囲

(種類)

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

(介護扶助)

第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。)に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者(同条第4項に規定する要支援者をいう。第6項において同じ。)に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等(同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に相当する者(要支援者を除く。)に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護(居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。)
- 二 福祉用具
- 三 住宅改修
- 四 施設介護
- 五 介護予防(介護予防支援計画に基づき行うものに限る。)
- 六 介護予防福祉用具
- 七 介護予防住宅改修
- 八 介護予防・日常生活支援(介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。)

九 移送

- 2 前項第1号に規定する居宅介護とは、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第16条に規定する夜間対応型訪問介護、同条第17項に規定する認知症対応型通所介護、同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第22項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。
- 3 第1項第1号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス(以下この項において「居宅介護等」という。)の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。
- 4 第1項第4号に規定する施設介護とは、介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第26項に規定する介護福祉施設サービス及び同条第27項に規定する介護保健施設サービスをいう。
- 5 第1項第5号に規定する介護予防とは、介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。
- 6 第1項第5号及び第8号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス(以下この項において「介護予防等」という。)の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第115条の4第6第1項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第8条の2第16項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

第5章 保護の方法

(介護扶助の方法)

- 第34条の2 介護扶助は、現物給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができる。
- 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護（第15条の2第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、福祉用具の給付、施設介護、介護予防（同条第5項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（同条第7項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第54条の2第1項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第15条の2第3項に規定する居宅介護支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者並びにその事業として同法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）をいう。以下同じ。）であつて、第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。
- 3 前条第5項及び第6項の規定は、介護扶助について準用する。

第7章 医療機関、介護機関及び助産機関

(医療機関の指定)

- 第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

- 第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。
- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
- 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
 - 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定め

るものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- 四 申請者が第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となった事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - 六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 七 第5号に規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があった場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
- 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。
- 4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは、「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第3項において同じ。）」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定医療機関の義務)

第50条 第49条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第50条の2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第51条 指定医療機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第2号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができない。

(報告等)

第54条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(介護機関の指定等)

第54条の2 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の

給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

- 2 介護機関について、別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 第49条の2（第2項第1号を除く。）の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第50条及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第2項、第52条第1項及び第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（告示）

第55条の3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をしたとき。
- 二 第50条の2（第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第51条第1項（第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第51条第2項（第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を取り消したとき。

第78条

- 2 偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。